

7月の各種相談窓口

消費・行政相談

相談名	場所・日時	問合せ
消費生活相談	消費生活センター（市民安全課内）平日 来庁 9時-16時30分 電話 8時30分-17時15分	丹波市消費生活センター ☎ 82-0996 消費者ホットライン ※土日 ☎ 188
行政相談	山南住せ1日、愛育ピア8日、青垣住せ9日、本庁舎13日、柏原住せ15日、春日住せ21日 13時30分-15時30分	総務課 ☎ 82-1002

福祉相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
もの忘れ医療相談 【要予約】	第2庁舎 28日 14時-16時	高齢者あんしんセンター ☎ 88-5267
認知症介護者のつどい「ほっと」	木の根センター 24日 10時-正午	
若年性認知症定期相談会	第2庁舎 10日 13時30分-15時30分	社会福祉課 ☎ 0800-200-3393 （フリーダイヤル）
福祉まるごと相談	第2庁舎 平日 9時-16時30分	
くらしとお金の相談 【要予約】	第2庁舎 16日 13時-16時	地域つながりセンター「ここから」 ☎ 86-7101
ニート・ひきこもり相談 【要予約】	10時-16時 ※出張相談は要予約	
ふくしの法律相談会 【要予約】	第2庁舎 9日 10時-正午	権利擁護支援センターよりそい ☎ 0120-686-111

人権相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
特設人権相談	春日住せ6日、氷上住せ23日	柏原人権擁護委員協議会 ☎ 72-0176
常設相談	水曜9時-16時 神戸地方務局柏原支局	
総合生活相談（隣保館相談）	電話 平日9時-17時 ※来館相談可	氷上文化センター ☎ 82-1064 七日市会館 ☎ 74-2310
	出張 山南住せ9日 青垣住せ23日 13時30分-16時 【要予約】	
女性のための悩み相談（予約優先）	市民プラザ1日 ① 13時30分② 14時30分③ 15時30分 ※1回50分	男女共同参画センター ☎ 82-8684
配偶者等からの暴力（DV）相談	平日9時-16時30分	丹波市DV相談支援センター ☎ 86-8730
性的マイノリティ電話相談 【要予約】	平日9時-16時30分	人権啓発センター ☎ 82-0242
性的マイノリティメール相談	件名を「丹波市にじいろ相談」として、メールアドレス「tamba-lgbt@qwrc.org」に送信	

雇用・農地相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
出張職業相談 【要予約】	第2庁舎 2日、16日 13時-15時50分	丹ワークサポートたんば ☎ 74-3660
各種就労相談 【要予約】	春日庁舎 高齢者キャリア相談8日 若者就職相談9日、23日 ママ/パパ就職相談10日 高齢者就労相談15日 Uターン就職相談17日 障がい者就労相談24日	
農地相談 【要予約】	山南住せ・春日庁舎（市島地域）13日 氷上住せ・青垣住せ14日 柏原住せ・春日庁舎15日 13時30分-14時	農業委員会事務局 ☎ 74-1504 ※前日までに予約

医療・健康・年金相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
小児救急医療相談	17時30分-翌8時 土日祝年末年始は8時-翌8時	子ども医療（小児救急医療）電話相談窓口 ☎ 78-9290
救急医療相談	24時間365日受付 ※電話相談	救急安心センターひょうご ☎ # 7119
健康・栄養相談 【要予約】	ミルネ2日 春日住せ13日 柏原住せ22日 9時30分-11時 ※「減塩相談」同時開催	健康課 ☎ 88-5082
9月の出張年金相談（予約受付8/3～8/27） 【要予約】	氷上住せ9月3日 11時30分-14時30分 定員12人	西宮年金事務所 ☎ 0798-33-2944 ※自動音声 ▶1を選択▶2の「職員にご用の方」を選択

法律相談

相談名	場所・日時	問合せ
行政書士無料相談	柏原住せ4日 13時30分-16時	県行政書士会摂丹支部 ☎ 090-3628-0608（勝部）
不動産無料相談	市民プラザ 10日 13時30分-16時	宅地建物取引業協会三田・丹波支部 ☎ 080-4245-8297（松浪）
無料登記法律相談	柏原住せ16日 13時30分-16時	常石司法書士事務所 ☎ 86-0772 共催 / 県司法書士会たんば支部・ 県土地家屋調査士会但馬支部

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間



今年で76回目を迎える“社会を明るくする運動”は、地域住民を主体とした犯罪・非行を防止するための運動です。
 罪を犯した人や非行に陥った少年を更生へ導くことは、再犯を防ぎ、犯罪のない明るい社会づくりに役立つこととなりますが、更生と円滑な社会復帰には、本人の更生への強い意志とともに、家庭、学校、職場、地域社会などの理解と協力が不可欠です。保護司や更生保護女性会会員などの更生保護ボランティア、地域のすべての人たちがそれぞれの立場に関わり、寄り添うことで安全で安心な地域社会を築いていきましょう。

“社会を明るくする運動” 公開ケース研究会を開催

実際にあった保護観察等の事例を取り上げ、いくつかのグループに分かれて参加者同士で協議し、更生保護に対して理解を深め合うために毎年開催しています。保護司や更生保護団体の人、学校の先生やPTA会員など様々な立場の人に参加いただいています。
時7月28日（火）9時30分～11時30分
所氷上住民センター **申**電話、申込フォーム



申込フォーム



ID 1830

☎ 人権啓発センター（氷上住民センター別館内） ☎ 82-0242

3R リデュース リユース リサイクル

Re～リサイクルの行方～

リサイクル～びん編～

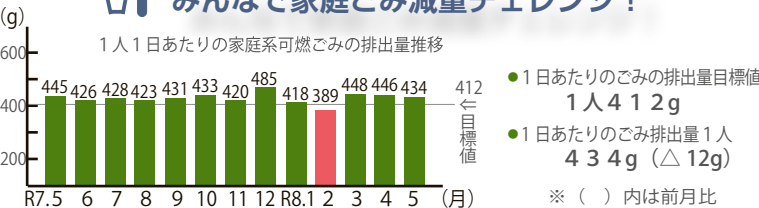


「原料」になったカレット

びんをリサイクルするためには、いくつかの大切な作業があります。ごみステーションに出されたびんは、市が回収し、クリーンセンターに運び、新しいびんを綺麗に作るために、「透明な色」「茶色」「その他の色」と色ごとに分別します。分別したびんはリサイクル工場へ運ばれ、機械で細かく砕き、さらに機械を使って異物を取り除きます。こうしてできたガラスの小さな欠片を「カレット」と呼びます。「カレット」を高い温度で溶かして、再び新しいびんへと生まれ変わらせることができます。「分別→砕く→溶かす→新しいびんになる」といった流れが、びんをリサイクルする大切な作業になります。



みんなで家庭ごみ減量チャレンジ！



☎ 環境課（クリーンセンター内） ☎ 78 - 9999

消費生活 NEWS

食物アレルギーは正確な診断を

食物アレルギーとは、本来であれば体に害を与えない食べ物なのに、体がその食べ物を異物だと勘違いして免疫反応が過剰に働いてしまう症状のことです。息が苦しくなったり、咳が止まらなかったり、皮膚のかゆみなどの症状が出て、命に関わる危険な状態になることもあります。消費者庁は、特定原材料（重篤度や症例数の多い9品目）を食品表示基準で定めており、容器包装された加工食品には、特定原材料を含んでいることの表示が義務づけられています。原因となる食べ物は人によって異なります。自分で判断せずに医療機関で正確な診断を受けましょう。

※特定原材料とは、えび・カシューナッツ・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生です。カシューナッツは、経過措置で令和10年3月31日までは、表示は義務ではなく推奨です。

ID 12358



☎ 消費生活センター（市民安全課内） ☎ 82-0996

